



新撰憲法秘録

二

ワ 3  
3350  
2



門保3  
番9.350  
卷2

新選憲法秘錄中

目錄

故友甲山早治氏遺愛之記



- 一 諸神授之秘
- 一 自安裏虫初到之事
- 二 神神第一地既地既遠出入之事
- 三 森許給自裏虫如常之事
- 四 五五之取再許并節遠取之事
- 五 許之不前第百夜之許狀入山考之事
- 六 諸人地分私曲考之旨并森許仕意之事
- 七 公事時味詔之免之付事

八 重々山邊人許之不一在從急出入云々  
 九 重々山邊人許之不一在從急出入云々  
 十 月魚水養新田堤川除亦出入云々  
 十一 瑞不見分美地改云々  
 十二 瑞不見分相虫踏出云々  
 十三 裁許之五月從檢虫相云々  
 十四 山野海川入舍場亦虫入云々  
 十五 國郡境瑞云々  
 十六 村境瑞云々  
 十七 田畑瑞云々  
 十八 鳥池河原市場云々

十九 許之不一在從急出入云々  
 二十 重々山邊人許之不一在從急出入云々  
 二十一 重々山邊人許之不一在從急出入云々  
 二十二 裁許美養虫下檢もの云々  
 二十三 出入報取下云々亦美報目限云々  
 二十四 從檢文押云々亦美事  
 二十五 盜賊方附檢云々改云々  
 二十六 田邊村仕高云々  
 二十七 瑞亦出入云々  
 二十八 寺社後從檢止云々

- 三十 新祝神のゆるの事 奇燈は従ふこと
- 三十一 変死の老の燈にて葉の寺院の事
- 三十二 買取の陳設の裁の事 葉の寺院の事
- 三十三 臨終の事 村の事
- 三十四 出の事 寺の事
- 三十五 村の事
- 三十六 村の事 寺の事 葉の寺院の事
- 三十七 人の別れ 不化の事 葉の寺院の事
- 三十八 組物の事 葉の寺院の事
- 三十九 出の事 葉の寺院の事
- 四十 地所の事 葉の寺院の事

- 三十一 能代限りの事
- 三十二 田畑永代賣買の事
- 三十三 賃地借取の事
- 三十四 借金限りの事
- 三十五 借金の事
- 三十六 為の借金の事
- 三十七 利子の事
- 三十八 借金の事
- 三十九 借金の事
- 四十 家賃の事
- 四十一 家賃の事

辛三

二重貸取を責二重虫入仕合〜

辛四

廻船着出仕費出費兼船を押取〜

辛五

借金羊白紙取るを銀借貸致しもの〜

辛六

偽し説文を以て銀借貸借〜

辛七

浪取費を捌〜

辛八

車公人詰取仕合〜

辛九

舟取車公人仕合〜

辛十

舟取もの、交、舟仕合〜

辛十一

控取〜舟仕合〜

辛十二

妻娘控取仕合〜

辛十三

強取仕合〜

辛十四

舟取仕合〜

辛十五

嫁取控取仕合〜

辛十六

男中合取仕合〜

辛十七

女取〜借仕合〜

辛十八

三多院下取仕合〜

辛十九

三笠附婚費仕合〜

辛二十

盗取仕合〜

辛二十一

盗取賃〜取、買、仕合〜

辛二十二

悪意もの取〜

辛二十三

側死兼控取仕合〜

辛二十四

拾いもの取〜

- 七五 許之不并其水なる中付、日如手取流るもの〜
- 七六 人句引水伝書〜事
- 七七 孫書孫判〜しいもの〜事
- 七八 書札抄文〜しいもの〜事
- 七九 巧事かたりるる重き物〜るる流るもの〜事
- 八十 中をう〜しいもの水伝書〜事
- 八一 毒藥并似藥種賣水伝書〜事
- 八二 似を銀梅のみの水伝書〜事
- 八三 似と許似と為玉似梅梅賣水伝書〜事
- 八四 出天〜付知〜事
- 八五 大附水伝書〜事

- 八六 人教并其分亦水伝書〜事
- 八七 お自理不〜し仕取〜下白人、石如水伝書〜事
- 八八 衣取附のみの水伝書〜事
- 八九 嫁取〜お糸、ものお水伝書〜事
- 九十 婿礼〜弟石、おのみの水伝書〜事
- 九一 何と是もの水伝書〜事
- 九二 酒取人水伝書〜事
- 九三 礼書〜人教〜事
- 九四 指書〜下〜志水伝書〜事
- 九五 科人指立還并任不強〜しいもの水伝書
- 九六 人お中〜水伝書〜事

九十七 科人鳥居尋之事

九十八 拷問之中身取之事

九十九 遠島もの取北山伝書之事

百 牢板白領外之山持地立向の事

百一 辻書入山伝書之事

百二 主科人死替地伝之事

百三 海取之事

百四 三島斤身之事

百五 石取之事ヲ理下之茶取の事

百六 虫状切解金子を控へた御之事

百七 笠取虫入立割之事

百八 娘の語人ヲ尋ねる事

百九 帯刀の事

百十 新田地の事

百十一 押仕の事

百十二 山伝書之事

百十三 年貢法取村の事

百十四 物取の事

百十五 名目取の事

百十六 石取の事

百十七 山伝書之事

百十八 山伝書之事

- 百九 下巻不致の由伝書之事
- 百十 細工人の通子之事
- 百十一 呂城石系物の事
- 百十二 由伝書伝形之事

以上

海老原不取致端年曆之事

一 元和元年の頃迄はらるの出入取海取の款を内丹種手取寄附致して安後右京連金堀院に列存して寺社出入の由致詳明なる不致永二五年三月十日改り迄是の詳明の由なる者枚年十二月おき

節度使書之事

- 一 勘合式日毎月二日十日日諸奉行の立會の日十三日十五日公義の御用致寄るて御史の事
  - 一 勘合式の詳明元印時半刻致出在御史的に受つて是の還取
  - 一 海老原不取致人との印一切をた余勿論寄付偏共の事
  - 一 公事人二枚紙書者一人着兼奉 病者も印偏共の事
  - 一 公事御取の取在由の紙出在兼 兼ありては口根に取取手
  - 一 公事の人随親取録書知寄る 好寄致寄合由、海取元五指
- 至る〜
- 一 國々の事、公事の人と、御取手、兼取取入と兼由爲地、人の
- と申〜地、向て先取致、





六日 十八日 廿七日

寺中(高合)の御取中(高合)の時

抑揚(高合)

七日 十六日 廿六日 此(高合)の御取中(高合)

一 抑揚(高合)の御取中(高合)の時

此(高合)の御取中(高合)の時

抑揚(高合)の時

一 道中(高合)の時

九日 十九日 廿九日

右道中(高合)の時

新選憲法秘録

○ 諸御取中(高合)

一 目録表(高合)の時

一 寺社(高合)の時

月書(高合)の時

一 寺社(高合)の時

月書(高合)の時

一 寺社(高合)の時

月書(高合)の時

右(高合)の時

目録表(高合)の時



死亦如之也代及一自也致以味也為之書於此也

抑料第一地取地取遺出入之事

一 遺國在行支取也代及的兼私做百姓出入其有之書於此代  
支地取分取有之出入之出入之出入之出入之出入之出入之  
所治之出入之出入之出入之出入之出入之出入之

一 抑科不百姓出入之出入之出入之出入之出入之出入之  
以是書支取人自其報中道粒又古律以之對治之出入  
之出入之事

一 地取之出入之出入之出入之出入之出入之出入之  
中地之出入之出入之出入之出入之出入之出入之

一 地取之出入之出入之出入之出入之出入之出入之  
中地取之出入之出入之出入之出入之出入之出入之

一 地取之出入之出入之出入之出入之出入之出入之  
中地取之出入之出入之出入之出入之出入之出入之

一 地取之出入之出入之出入之出入之出入之出入之  
中地取之出入之出入之出入之出入之出入之出入之

裁許繪圖表書加戶之事

- 一 繪圖 那繪之 抑元中加戶三書以表之
- 一 裁許繪圖 三書以表之

但右の外給是裏出より裁許之分ハ三本は連平

三本は裁許并給連平之事

一 借田より出たもの下通の地味ハ一之親之取らるる物之取中  
伊予の取出たる地中伊予の地味又取出たる地科中  
伊予

伊予の取。取出たる地ハ伊予の地科中伊予の地味并給  
并給中。若年地。并給。取出たる伊予の地味并給又  
並給地。給之。給ハ。再地科中伊予

一 借田より出たもの下通の地味ハ一之親之取らるる物之取中  
伊予の取出たる地中伊予の地味又取出たる地科中  
伊予

伊予の取。取出たる地ハ伊予の地科中伊予の地味并給

伊予の取。取出たる地ハ伊予の地科中伊予の地味并給  
并給中。若年地。并給。取出たる伊予の地味并給又  
並給地。給之。給ハ。再地科中伊予

一 借田より出たもの下通の地味ハ一之親之取らるる物之取中  
伊予の取出たる地中伊予の地味又取出たる地科中  
伊予

一 借田より出たもの下通の地味ハ一之親之取らるる物之取中  
伊予の取出たる地中伊予の地味又取出たる地科中  
伊予

一 借田より出たもの下通の地味ハ一之親之取らるる物之取中  
伊予の取出たる地中伊予の地味又取出たる地科中  
伊予

伊予の取。取出たる地ハ伊予の地科中伊予の地味并給

許と新前集に及る海防の事

一 許と新前集に及る海防の事

一 許と新前集に及る海防の事

一 許と新前集に及る海防の事

一 許と新前集に及る海防の事

一 許と新前集に及る海防の事

一 許と新前集に及る海防の事

一 許と新前集に及る海防の事

一 許と新前集に及る海防の事

徳政人物分取の事

一 徳政人物分取の事

一 徳政人物分取の事

一 徳政人物分取の事

一 徳政人物分取の事

一 徳政人物分取の事

一 徳政人物分取の事

一 徳政人物分取の事

一 徳政人物分取の事

一 徳政人物分取の事

一 徳政人物分取の事

一 徳政人物分取の事

一 徳政人物分取の事

一 徳政人物分取の事

一 徳政人物分取の事

公事 出味 治 宛 之 仕 事

一 公事 出味 宛 之 仕 事 之 出 席 日 下 亦 亦 亦 之 事 也  
宛 之 仕 事 之 出 席 日 下 亦 亦 亦 之 事 也  
但 出 席 之 事 也 宛 之 仕 事 也

宛 之 仕 事 之 出 席 日 下 亦 亦 亦 之 事 也

柳 老 中 不 可 代 大 坂 出 席 代 若 年 步 出 席 元 許 之 事 一 在  
宛 之 仕 事 之 出 席 日 下 亦 亦 亦 之 事 也  
事

宛 之 仕 事 之 出 席 日 下 亦 亦 亦 之 事 也

柳 老 中 不 可 代 大 坂 出 席 代 若 年 步 出 席 元 許 之 事 一 在  
宛 之 仕 事 之 出 席 日 下 亦 亦 亦 之 事 也  
事

宛 之 仕 事 之 出 席 日 下 亦 亦 亦 之 事 也  
宛 之 仕 事 之 出 席 日 下 亦 亦 亦 之 事 也  
宛 之 仕 事 之 出 席 日 下 亦 亦 亦 之 事 也

宛 之 仕 事 之 出 席 日 下 亦 亦 亦 之 事 也  
宛 之 仕 事 之 出 席 日 下 亦 亦 亦 之 事 也  
宛 之 仕 事 之 出 席 日 下 亦 亦 亦 之 事 也







山日録等々書付之文字計記—別紙、書附之合  
致付之書也事—

一 繪巻の御所等々、分ハ不及物宛名等々付許治方中子方古  
層虫仕込出—事—

十三

一 載許之月院按虫相—事—

一 御朱印等々不及中、後時古院文古新地或々地取出等々書付亦  
干取の御所等々—御所—、院按、五月下中初記—事—  
此の或々書社強記—院按、下之五月事—  
一 古き虫相中形等々—山日録—、取の御所等々—山日録等々又  
之水帳、地取御所等々書付止、取院文山日録又名号帳、中取  
等々不取用—

有々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

一 院按、御所等々—御所—、虫相—御所—

一 院文院按等々不不也—院文書付亦等々—、取院按、中取  
等々不取用—

十四

一 山日録、川入會場、出入—事—

一 山日録、后村か—道多々々々々々々々々々々々々々々々々々々々  
但取、取之月院、取也事—

一 地元たりとしの久入会場、取也—新皇新林、取也—  
但地元の風、取也、取也、取也、取也、取也、取也、取也、取也、  
一 入會場—新皇、取也、取也、取也、取也、取也、取也、取也、

- 入會之村方が救振年 新開地と云ふも地之が新開地
- 之が下及荒れ之年 荒れ地之村 荒れ地之村が新開地
- 入會之村方 荒れ地之村 荒れ地之村が新開地
- 新開地出現するに於て荒れ地之村
- 旧開地と云ふも 古開地と云ふも 古開地と云ふも
- 他 旧開地と云ふも 他 旧開地と云ふも
- 細田 細田と云ふも 細田と云ふも 細田と云ふも
- 陳 陳と云ふも 陳と云ふも 陳と云ふも
- 新開地と云ふも 新開地と云ふも 新開地と云ふも
- 名目 名目と云ふも 名目と云ふも 名目と云ふも

不覚

- 魚種 魚種と云ふも 魚種と云ふも 魚種と云ふも
- 村並 村並と云ふも 村並と云ふも 村並と云ふも
- 改稱 改稱と云ふも 改稱と云ふも 改稱と云ふも
- 藤原 藤原と云ふも 藤原と云ふも 藤原と云ふも
- 但改称も云々 但改称も云々 但改称も云々
- 魚種 魚種と云ふも 魚種と云ふも 魚種と云ふも
- 實地 實地と云ふも 實地と云ふも 實地と云ふも
- 喜知 喜知と云ふも 喜知と云ふも 喜知と云ふも
- 入海 入海と云ふも 入海と云ふも 入海と云ふも
- 海境 海境と云ふも 海境と云ふも 海境と云ふも

溪境或々細干物境之

一 海石或々浦汲水境之、おの、おの、他村之、魚糶たりとも

入會之例あり

一 海石浦汲水之、おの、おの、八居村之、茶之浦之、魚糶

物糶之、多し

他并汲水網之、その先仲糶或々并汲水之、魚糶、その

汲水之、多し、その先

一 小糶之浦之、任例仲糶之、新穀、免之例あり

一 私汲水之、仲糶或々、新穀之、為被汲

一 運之私汲之、故、その沖之、元喜、皇、於、限

一 穀糶之、海中、指、口、五、所、之、限

一 川通、水系、船、運、之、於、利、之、者、他、村、之、居、村、之、者、之、至、其、別

船糶、為、汲

但、其、汲、之、村、之、村、亦、限

一 國郡境海之事

一 國郡境之、官庫之、山國、法界、或々、御、地、水、娘、次、之

一 山國、法界、國郡境之、山、之、双方、の、虫、敷、之、双方、の、海、披、之、お

いて、海、山、之、中央、境、あり

一 水、合、之、居、面、の、故、之、合、合、見、通、之、境、あり

一 山國、法界、海、の、半、分、載、之、と、の、先、一、方、の、合、之、載、之、外、之、も

海、披、之、お、わ、そ、の、合、之、載、之、之、理、運、たり

一 村境論之事

一 川原の階梯状地形、随ひ中央たり

但大平で自然川激進して谷の新田より見ると

相如林場川系北系地より急高の地より階梯状地形

たり

一 川原に於て谷の階梯状地形を造るに於て階梯

例に用ゐるは、事々如何に其村の輪郭は川

中の急進の階梯状たり如田畑等は川谷を階梯

より急進の地形より限り川谷の階梯状より川谷を別

為地、造る

但川谷の急進地形より急進の階梯状地形、造る

一 双方階梯状地形、事々如何に大平の地形より川中央より川谷

通へる通へる地形より古田畑等

一 死馬控地を村境とす及川谷を村へ合へる

一 別村の分れとすの由因給ふ水谷等たり

一 田畑論之事

一 柳原市地内の牧草、百坪は東山田畑等より急進の

地形より急進の

但急進の地形より急進の地形より急進の地形より急進の

地形より急進の

一 柳原市地内の急進の地形より急進の地形より急進の

但地廻り地之記國道の形を格別

一 居村之地主は他村の地主に地を賣るゝハ通例之地主  
として譲渡する地主は右立向地を賣るゝ地主は即他  
村より地主お譲りする事

一 先地取之陸地買附之地主は地取之地主に地を賣るゝハ通例  
あり

一 及長湯取付之為地売掛之地主は賣るゝハ通例  
公衆之地主は村中より賣るゝ事

一 半更之田畑如寄もの 通例

一 出地百姓も村並に百姓日移之る取寄の通例

一 本張代も取寄立合之通例

但右等ノ事ヲ本張代ノ事ト見做ル事ナシト云フ一云ト云フ事ハ  
有リ知ル事アリ

一 <sup>世</sup> 神木たりといふものあり地之理不登、伐拂、あわ  
せし神を遷座

一 田畑の移り年暮取付之地主は賣るゝ事ハ通例之地主  
として譲渡する地主は右立向地を賣るゝ地主は即他  
村より地主お譲りする事

一 <sup>世</sup> 水取之もの地主は取付之地主に地を賣るゝハ通例  
拂之為代事

馬込河原市場ノ事

一 馬路場（山岡路）馬路場なり

一 河原（山崎）河原馬路場なり

但河原馬路場不載なり、地味、村用之為、如、年運

送替

一 市物（村）村物、馬路場なり

但市物、山崎、新町、馬路場なり、

一 中馬（市）新市、馬路場、馬路場なり、

但中馬、山崎、馬路場

一 山崎（市）山崎、馬路場、馬路場なり、

但山崎、山崎、馬路場

一 山崎（市）山崎、馬路場、馬路場なり、

但山崎、山崎、馬路場

一 山崎（市）山崎、馬路場、馬路場なり、

但山崎、山崎、馬路場

山崎

一 山崎（市）山崎、馬路場、馬路場なり、

一 山崎（市）山崎、馬路場、馬路場なり、

一 山崎（市）山崎、馬路場、馬路場なり、

一 山崎（市）山崎、馬路場、馬路場なり、

山崎、山崎、馬路場

山崎、山崎、馬路場

寺の御持物の事

一 此位意の如く、又、身成爲、之、如、又、手、該、取、人、指、取、由、均、分、有、  
 之、此、位、意、の、如、く、時、取、人、子、來、是、由、味、亦、く、持、之、之、旨、也、  
 之、位、分、其、後、而、亦、取、之、之、旨、也、  
 一 毎月、廿日、廿六日、之、旨、也、

一 取、之、之、旨、也、  
 色科

一 亦、亦、亦、之、旨、也、  
 色科

一 亦、亦、亦、之、旨、也、  
 色科

一 亦、亦、亦、之、旨、也、  
 色科

但、於、海、取、之、旨、也

押取人、亦、亦、亦、之、旨、也

一 他、之、志、其、持、之、旨、也、  
 色科

一 亦、亦、亦、之、旨、也、  
 色科

一 亦、亦、亦、之、旨、也、  
 色科

之、旨、也

寺社之御持物の事

一 寺社御持物、之、旨、也、  
 一 亦、亦、亦、之、旨、也、  
 一 亦、亦、亦、之、旨、也、  
 一 亦、亦、亦、之、旨、也、





一 誤謄文押す五つありき事

一 本手不致の心押す誤謄文三冊中三冊は此等(誤謄文並出)も  
其謄文之不物理也其等之裁件之信事

一 盜竊書附論文致す之事

一 盜竊書附論文之文盜竊致書附及も不致其子限り之可  
致す事

一 白濁心信事

一 送罪之者 邪曲す人致す之 書附 送利 洗意し  
人致押す之 人致之者 盜竊致す

公致し心信度す者死罪以りし 神にて此以去  
此致文之信事 邪曲押致し之もの信事もあさ  
信事

無り者之信事 信事もの  
有る白濁心信事 信事もの 神にて此以去  
之信事 其後書す由りし信事 信事もの 信事  
てし十二月以りし 信事 不致信事  
但十二月の信事 信事 十二月以後 信事 信事  
不致信事

一 盜竊書入信事

一 送状より書きおこし出申し代領合符を以て是等の地頭  
 三所出する所等より中司等より若地頭より裁許を蒙り  
 事をもつて地頭より所領之程前より納付する所領の  
 一 加判入方へ送状を撰給ひ加判入等々も當入自筆にて  
 所領に書き置給ひ納付ありし等々もあつては後述  
 通し送状より所領を撰別し納付する所領より所領目  
 ものより所領あり

一 所領目録送状の撰給ひし等々も年月より所領一紙より  
 所領目録より所領目録より所領目録より所領目録より  
 所領目録より所領目録より所領目録より所領目録より  
 所領目録より所領目録より所領目録より所領目録より  
 送状より所領目録より所領目録より所領目録より所領目録より

一 送状より所領目録

一 所領目録より所領目録より所領目録より所領目録より  
 送状より所領目録より所領目録より所領目録より所領目録より

一 父書より所領目録より所領目録より所領目録より所領目録より  
 父書より所領目録より所領目録より所領目録より所領目録より

一 送状より所領目録より所領目録より所領目録より所領目録より  
 送状より所領目録より所領目録より所領目録より所領目録より

一 送状より所領目録より所領目録より所領目録より所領目録より  
 送状より所領目録より所領目録より所領目録より所領目録より

一 送状より所領目録より所領目録より所領目録より所領目録より  
 送状より所領目録より所領目録より所領目録より所領目録より

公次子たり母を母の遺物に遺りて  
為人を慕ふ遺物も之に流るる親族も不婚に於及出入り流る  
公次子の遺物

一 養父仕職無事にて養子あり仕職強健に之を以て養子に  
歸すは、おのづから指余金お封に指別不及養子

一 自分より養子ありて之を以て就縁に指押波におおくは  
遺教

一 養子出生以後不婚にて養子取出波とて之を父不婚に付養  
子引取

一 養子に嫁しつゝの間に、その養子に古例  
の如く、女後養子に流るるに於て就縁に右女に養子指取と

向佛出入り之を以て

一 養父親元の時、所養三四年迄養子ありて、其後  
疑之れども去状不婚に付、一應養子に指取とて  
之を就別状に付波

一 就別状不婚に付、その養子に三年以來通流に付、其  
婚にも出まらば、十分疑立

一 就別状指取に、女居親族、養子取るとして、其後及  
指余回知不及返す、公次子たりて

一 養子養子取不婚に付、其後及就縁に、此も不婚  
到、双方代に所養に指余金及出入り、双方不婚に付、其後及  
公次子たり



- 一 尊養子親縁... 男子... 尊養... 男子... 尊養... 男子...
- 一 引... 男子... 尊養... 男子... 尊養... 男子...
- 一 夫死後... 尊養... 男子... 尊養... 男子... 尊養... 男子...
- 一 再... 尊養... 男子... 尊養... 男子... 尊養... 男子...
- 一 尊養... 男子... 尊養... 男子... 尊養... 男子...
- 一 尊養... 男子... 尊養... 男子... 尊養... 男子...

一 夫死後... 尊養... 男子... 尊養... 男子... 尊養... 男子...

一 養子... 尊養... 男子... 尊養... 男子... 尊養... 男子...

一 尊養... 男子... 尊養... 男子... 尊養... 男子...

一 尊養... 男子... 尊養... 男子... 尊養... 男子...

三九

一 尊養... 男子... 尊養... 男子... 尊養... 男子...

一 尊養... 男子... 尊養... 男子... 尊養... 男子...

一 尊養... 男子... 尊養... 男子... 尊養... 男子...

- 龍王龍如通例之也然他家女子亦少以龍王龍王中  
 分之但特別龍王入能龍王出入之何之と裁取之
- 推言建言之也法有之寺院住職之如之其此中為之  
 系中亦有之是亦後之似之其事
- 全派之以後任之候為不之改事
- 龍王出入寺院之為知之候之其於改龍王之信言不為之  
 分中合得是中分而此少之之及中養於龍王之不為之  
 分中合得是中分事
- 此形寺之不似合意意然如改言、如之、ハ改龍王之也信言  
 不之改事
- 龍王之之石塔之引言不年移色中出之如之ハ信言不

及山信事

- 此形寺之信言中有一村之此言於龍王改之村改人子之也  
 科卒而此信言中分也
- 但龍王中合之信文押之市取言之者 不押
- 初形此形之信依改事之
- 父之進之又信取有之其分一代於改改宗之而信取之
- 此形寺之信言も不之利發為改之寺院 通卷
- 此形寺之信言不之利發為改之寺院 通卷
- 寺院由信言不之利發為改之寺院 通卷
- 此事 〰〰〰
- 此代官地取之信言寺院、抱之信言〰〰〰又寺指信言

子能之地路の二宮の跡説云々

一 後作の地路の二宮の跡説云々

但開基止於之格別たり志色去次也之

一 女子も父の宗旨に由りて通創あり

但母も父の宗旨たりとも女子能事は石塚舟田も父の宗旨たり

宗旨たり

一 佐藤出入強者も宗旨に由りて宗旨延現云々寺院

宗旨に由りて宗旨延現云々

但此言は教ひ宗旨に由りて宗旨延現云々

一 名之文寺院に縁由りて宗旨延現云々名之文寺院に加へて寺

々の中に在りて宗旨延現云々

一 新地兼新地寺院号符の事佛云々

但寺寺院号符の事佛云々

一 舊田兼許地云々

但此言は社收許地云々

許地云々

神云々

一 新地兼寺院の田畑に於て宗旨延現云々

公我の云々

但此言は地路の事云々

新地兼神事佛の事云々



一 新報に神事伝事として出資社人としてその事  
を不拂その不拂きの通案俗人としてとる神

一 新報に神中福之人集として出資社人としてとる  
福之類の取立として中福の取立右日新日世活として  
いもの不拂

一 出資社人集の事として出資社人集の事として出資社人  
集の事として出資社人集の事として出資社人集の事として  
出資社人集の事として出資社人集の事として出資社人集の事として

一 出資社人集の事として出資社人集の事として出資社人集の事として  
出資社人集の事として出資社人集の事として出資社人集の事として  
出資社人集の事として出資社人集の事として出資社人集の事として

三十一

一 変死の事として出資社人集の事として出資社人集の事として

一 変死の事として出資社人集の事として出資社人集の事として  
五十日 通案

三十二

一 関不持山裁としていもの事として出資社人集の事として

一 関不持山裁としていもの事として出資社人集の事として  
出資社人集の事として出資社人集の事として出資社人集の事として

一 関不持山裁としていもの事として出資社人集の事として  
出資社人集の事として出資社人集の事として出資社人集の事として

一 関不持山裁としていもの事として出資社人集の事として  
出資社人集の事として出資社人集の事として出資社人集の事として

一 口首書前手女子連悉い通いぬの  
中道致  
但切しぬるし古渡

三十三

一 徳法能者之村方智之事

一 徳法能不持しぬ者 百戸十里四方 遠島

一 古之御冥八列中道致冥八列之御不持

一 日打山の 百戸十里四方 右日取

一 徳法能不持しぬ者 百戸十里四方 区社

一 古之御冥八列急夜也

一 徳法能不持しぬ者 百戸十里四方 区社

一 日打山村方 百戸十里四方 区社

一 日打山 日法能之度し打山不持 百戸十里四方 区社

一 但地界し居村徳法能不持於者し之取文之区致

一 徳法能不持しぬ者 百戸十里四方 浪山指致

一 日打山人信者日取日 浪山致

三十四

一 口首書前手女子連悉い通いぬの 事

一 細式之格連しる者教生しぬ者 区社

一 古教生しぬ村方并居村 区社

一 徳法能不持しぬ者 百戸十里四方 区社

一 但度し書賞しぬ者日取

一 区社 投網場もち縄法ありし区社 区社

一 担佃地之數を人々へ不於お致す村中へ色意を為す  
 人喜ぶ秋<sup>早</sup>色或を去る年為種へそ前へ地をり於不  
 意を地守り收立致へし捕りもの廢棄するして金由ある  
 一 佃附へ高過るお前へいすへ或を過るへ去る色意を  
 至る能く之出しいものい神廢棄を令能り

三十五  
一 村方戸々々々々々

一 村方戸々々々々々中分地々々々々々々々々々々々々々々々  
 從は戸々々々々々村方戸々々々々々々々々々々々々々々々  
 能く色意をせしめ分りて色意を令能り村中へ  
 備物<sup>オラシ</sup>之去るすめりて中分り

三十六

一 村方尖へ分りて戸々々々々々村方割合々々々

一 始る公事或を致し文へ分りて戸々々々々々々々々々々々  
 双方一村を分りて文を致し指言割合々々中分りて分り  
 尖へ為人へ分りて文を致し出さるりて色意割合々々中分  
 能く色意をせしめ分りて文を致し去るもの有る事人  
 能く色意をせしめ分りて文を致し去るもの有る事人  
 能く色意をせしめ分りて文を致し去るもの有る事人

一 公事或を致し文へ分りて戸々々々々々々々々々々々  
 一村を分りて文を致し割合々々中分りて分りて文を致し  
 分りて文を致し割合々々中分りて分りて文を致し

- 都立村方の後藤又と下尾の地の百疋に付百搦の申す  
改用并に戸邊道に用後  
公義に就中して若くは他の力の或る印に就ける等は  
不弟代及不の捕と致し不の賤獲と致し不の印に付村中刻  
合に中付事
- 公義并に改の古地の改をその印に付公事一也に用  
此に及て為る事

- 仁入他百此に一日刻合に中付事
- 山子野言捕言致と地横の三言又と心言して改致多  
媽名家抱下人の別と刻に中付の印に書ありと人の別  
に致し事

- 山林村方の改入言地と刻言の事と入他百此に一日の為る  
別事
- 祭禮に用動化在加と文と中合に為る事
- 第一の刻合に極言と致し不の公令と道と致し事

当人 孫五郎

- 一人別姓に下加代と考す言の事  
不押名を重と科致は科  
一 不女書に也一人別姓に虫致出生と辨すも不也致す  
と科

- 宿給言の山古に仕言の事

一 公事 諸君 予 卯 諸 務 負 事 六 十 分 延 續 迄 出 一 山 志 英 波 不 均

以 若 禮 之 追 放

但 延 續 迄 出 志 英 波 不 均 一 中 出 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均

五 指 一 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均

一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均

一 卯 仕 至 之 出 者 欠 不 事

一 磯 出 死 罪 遠 島 手 追 放

右 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均  
追 放 田 畑 家 庭 家 庭 追 放 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均  
一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均

一 中 身 物 之 變 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均  
仕 意 物 之 變 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均

但 中 身 人 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均  
一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均

一 書 子 一 諸 君 予 卯 寺 社 會 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均

一 以 故 指 人 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均  
一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均

一 私 欲 百 姓

公 義 也 仕 意 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均  
一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均 一 山 志 英 波 不 均

但田畑質地に入意く控文の如く之を流く質地五古  
におおくハ質入く田畑代金〜日ヲ以質入者元金  
之古債金言不きハ以て地租にて古債着入年交納  
有〜ハ右質入地租拂代金ヲ以是年交納質入者  
強令〜日ヲ以元金古債着入言不き〜ハ元金  
可有換入事

一 丈田仕質如古入〜年書指条令年指条〜田畑質入者  
も之為古入事

但書〜名付にて古〜知なく不取質入事

一 押仕質如もの入〜古入者古入〜年古入質入者  
年古入者〜古入者古入者〜古入者古入者古入者

但借之古入者〜文〜年古入者〜文〜年古入者  
と質入事

一 町在入〜古入者古入者〜古入者古入者古入者  
古入者〜年古入者古入者古入者〜古入者古入者  
古入者古入者〜古入者古入者古入者古入者

一 四  
地取。對一強州其之改流業逃散〜百地古入者

一 既死死飛 質入者古入者 能改田畑古入者

一 無百地村古入者 色科

但地取中付。北分方〜ハ其古入者〜一等古入者古入者  
古入者古入者〜古入者古入者古入者古入者

一 村々百姓諸流兼令強而強將成之迷教之去方之節  
 名を以て能取ホ正の押下為加流兼村方之節  
 名を以て能取ホ正の押下為加流兼村方之節  
 口之節 苗字ハ水ノ二為名宗事  
 但そ能取ホ正の押下為加流兼村方之節

一 四

身代限り中身方之事

一 田細屋代貴貴并改流地ハ去方之節  
 但此下家貴貴并改流地ハ去方之節  
 但此下家貴貴并改流地ハ去方之節  
 但此下家貴貴并改流地ハ去方之節  
 但此下家貴貴并改流地ハ去方之節

一 田細屋代貴貴并改流地ハ去方之節  
 但此下家貴貴并改流地ハ去方之節  
 但此下家貴貴并改流地ハ去方之節  
 但此下家貴貴并改流地ハ去方之節  
 但此下家貴貴并改流地ハ去方之節

一 四

田細屋代貴貴并改流地ハ去方之節

一 田細屋代貴貴并改流地ハ去方之節  
 一 田細屋代貴貴并改流地ハ去方之節  
 一 田細屋代貴貴并改流地ハ去方之節  
 一 田細屋代貴貴并改流地ハ去方之節  
 一 田細屋代貴貴并改流地ハ去方之節

借印之  
色科  
借入之  
色科  
返入之  
控人  
也

一 張地... 中道致

一 質地... 借入之

一 五石以下  
三十日張り  
一 五石以上  
六十日張り

一 五石以上  
三十日張り  
一 五石以上  
六十日張り

一 五石以上  
三十日張り  
一 五石以上  
六十日張り

右... 借入之  
一 五石以上  
六十日張り

一 借入之  
借入之

一 借入之  
借入之

一 借入之  
借入之

一 借入之  
借入之

一 借入之  
借入之

一 借入之  
借入之

一 借入之  
借入之

一 借入之  
借入之

一 借入之  
借入之

一 借入之  
借入之

一 借入之  
借入之



平付止又石留... 貸... 取... 是... 其... 是...  
全... 者... 平付

一 地代金 右貸金 三十日限平付

右日限... 如金... 為... 上... 下... 代限  
平付事

一 為借金 十日限平付... 貸... 日限平付  
平付

右借金... 貸... 借... 平付...  
附報

一 貸... 貸... 貸... 貸... 貸...

裏判不出

但一紙目... 右... 裏判出

一 借金... 三十日限... 平付... 貸...

平付如金... 平付

但如金... 元金... 借... 平付... 増...

増... 平付... 右... 別... 平... 如金... 増...

為出... 但... 月分

右如金... 平... 平... 平... 平... 平...

但... 借... 日限... 平... 平... 平...

平... 平... 平... 平... 平... 平...

右身代障り出さず不足金を商人より立てて申す申すの如  
く料又如金中解す他分敷交り者も商人より立てて申  
す申すの如く日所

一 百姓の申す借令出入地取借り申す申すの如く地取之裏に下  
取人負取す申す申すの如く地取借り申す申すの如く  
一 貴を貸令日所附也帳記し申す申すの如く申す申すの如く  
裏判出さず

但附也帳一日大帳の裏に申す申すの如く附り申す申す  
取す申す申すの如く附り申す申すの如く申す申すの如く  
附り申す申すの如く申す申すの如く申す申すの如く  
一 商人連判り申す申すの如く申す申すの如く申す申すの如く

附り申す申すの如く申す申すの如く申す申すの如く  
附り申す申すの如く申す申すの如く申す申すの如く

一 通例に借令申す申すの如く申す申すの如く申す申すの如く  
申す申すの如く申す申すの如く申す申すの如く申す申すの如く  
申す申すの如く申す申すの如く申す申すの如く申す申すの如く

一 五五五五五

一 日所附也帳記し借令申す申すの如く申す申すの如く  
一 貴を貸令日所附也帳記し申す申すの如く申す申すの如く  
一 家賃令貸地令申す申すの如く申す申すの如く申す申すの如く  
五五五五

但此又德文也中其有德文於其...  
 一 德文之末、利息之出載者、其有、其於、其、利息  
 二 五五上  
 一 德文之末、利息之出載者、其有、其於、其、利息  
 二 五五上  
 一 德文之末、利息之出載者、其有、其於、其、利息  
 二 五五上

一 德文之末、利息之出載者、其有、其於、其、利息  
 二 五五上  
 一 德文之末、利息之出載者、其有、其於、其、利息  
 二 五五上  
 一 德文之末、利息之出載者、其有、其於、其、利息  
 二 五五上

右、金子、度、何、年、概、之、滿、之、文、云

延喜五年

徳文  
 徳文  
 徳文

右、極、之、德、文、於、抑、版、若、後、有、友、之、源、方、平、符、の、  
 此、式、与、紀、後、有、友、の、出、立、後、之、事、又、可、考、以、而、之、事、其、下、  
 之、版、也、抑、版、の、事、許、之、事、也、其、事、之、事、其、事、若、後、有、  
 版、也、抑、版、の、事、

延喜六年

一 德文之末、利息之出載者、其有、其於、其、利息  
 二 五五上  
 一 德文之末、利息之出載者、其有、其於、其、利息  
 二 五五上  
 一 德文之末、利息之出載者、其有、其於、其、利息  
 二 五五上



一 毎月只十日

右毎月由為借金銀公事 御取立子 一 歳許り申付

一 <sup>四九</sup>借金銀分敷申付事

一 定限借方より此の方代分敷し申付方より如く申付  
心之去方より御取立り分敷請願申付若し御取立り  
し御取立り申付り分敷別命取立御取立り申付り  
去方より御取立り別命請願申付の事申付一日也申付申付  
申付申付事

一 <sup>五</sup>家賃 新築修繕料申入控又立割

一 家賃金何年以前より申付事 一 限除き申付  
但し限り上滞りおわりの家賃より御取立り日限り 一 高賃  
此限り申付り 一 高賃申付 一 日限り 一 高賃申付 一 日  
一 高賃申付 一 日限り 一 日限り

一 <sup>五</sup>家賃金滞り限り事

一 金三拾両以下 四十日限 一 金三拾両以上 六十日限  
一 金五拾両以上 八十日限 一 金百両以上 百五十日限

一 金百両以上 見合限り申付  
一 金百両以上 十二ヶ月限り

右日限り 一 高賃申付 限り申付事

一 孫氏屋敷より貸入に於て出入りし 屋敷に在る上野殿に百口押付

但忠入より金子借りしもの家賃日取

一 惣借家並出所成りし私家忠入に又家賃此一金言ふ意

日限借言中付但日限に之未借りしに於て之に由りて

中事

一 寺社等より忠入より寺社御禮文に金子借貸ししもの

おありし借入 道院 徳人 寺院より 通書 借入より 手紙借金子

不借し所より借入し不及し所

一 惣借家相付し借入し金限の家賃此一金言ふ意に日限借

言中事

一 幸 二重貸二重忠入二重貸此借言中事

一 田畑屋敷二重借入ししもの 借入 中道教 名之此道教 加常人右押

但二重忠入の田畑田畑屋敷並家賃初に金言ふに未借し

後借金言ふに之家賃言ふに未借し名之加判人列合

禮合言ふに中道教後借金言ふに未借し名之加判人列合

おありしは二重三層四層中道教

一 諸商お代金借入ししもの下道教に二重三層言ふに又言ふに教

に是品、貸入し金并責押借金限言ふにしもの金言ふに借入

以上新お代金借入ししもの指入以下に死元指入以下新

お代金借入ししもの指入以下に入道教

但忠入言中事代金言ふに高あつてぬりしものおありし

ハ指入以下に、江戸押指入以下に、右言ふに、この

若下高々... 〆

辛三

一 船荷物出賣出費 并船荷物押取... 〆

一 船荷物出賣出費... 〆

但荷物代金... 〆

一 打荷物... 〆

系物... 〆

但... 〆

船荷物... 〆

上系... 〆

一 當船... 〆

既分... 〆

一 日... 〆

一 日... 〆

一 日... 〆

一 日... 〆

辛四

一 借金... 〆

一 借金... 〆

一 借金... 〆

一 借金... 〆

辛五

一 借金... 〆

一 全浪借月之禮文及宿願歌にて難立者ありてお此歌成り形  
る中分難お立す名多備り文之を口之忠入今お信りしん  
死罪

但書之報も存信りておわくハ信りての日死

一 幸六 後御愛立樹之事

一 後御愛立樹之事 弘ツニ之ニ何名義下路歌及也ハ信りて  
願御愛立ん

一 幸七 在公人信人ハ信りて事

一 在公人信人ハ信りて事 信りて事

他日張ノ常事合内並出ハシテ十日ノ日延そして信  
いつて代張りて中分むるハ信人ハ人ニおまをりてあ  
人ハ信りて事

一 幸八 在公人信人ハ信りて事 在公人ハ信りて事

十一日切中分

但書令十日張信言中分事合内並出ハシテ十日ノ日延そして  
信りて代張りて信人ハ信りて事 信りて事 信りて事  
不並免名取人科之姓ハ信りて信りて信りて信りて信りて  
信りて信りて信りて信りて信りて信りて信りて信りて信りて

一 在公人信人ハ信りて事 在公人ハ信りて事



一 德令公人語... 德令公人語... 德令公人語...

德令公人語... 德令公人語... 德令公人語...

一 德令公人語... 德令公人語... 德令公人語...

德令公人語... 德令公人語...

德令公人語... 德令公人語... 德令公人語...

一 德令公人語... 德令公人語... 德令公人語...

德令公人語... 德令公人語... 德令公人語...

一 德令公人語... 德令公人語... 德令公人語...

德令公人語... 德令公人語...

德令公人語... 德令公人語... 德令公人語...

一 德令公人語... 德令公人語... 德令公人語...

德令公人語... 德令公人語... 德令公人語...

一 德令公人語... 德令公人語... 德令公人語...

德令公人語... 德令公人語...

一 德令公人語... 德令公人語... 德令公人語...

德令公人語... 德令公人語... 德令公人語...

德令公人語... 德令公人語... 德令公人語...

四ノ新用之は為るは佛子ノ中身ハ此道ヲ下徳人ニ  
習フルハおねハ為高ニシテ色料ノ中身ヲ精細  
文書ニ其意ヲ下下徳人ノ中身ハ此道ヲ  
与徳人新ク為引道ノ中身

一 女士方所ニ其意ヲ下道ノ中身ハ此道ヲ下徳人ニ  
引道ハ此道ノ中身ハ此道ヲ下徳人ニ  
此意ハ此道ノ中身ハ此道ヲ下徳人ニ  
此意ハ此道ノ中身ハ此道ヲ下徳人ニ

一 人者ノ即素人ノ意ハ此道ヲ下徳人ニ  
人者ノ即素人ノ意ハ此道ヲ下徳人ニ  
人者ノ即素人ノ意ハ此道ヲ下徳人ニ  
人者ノ即素人ノ意ハ此道ヲ下徳人ニ

於此出テ為人ノ意ハ此道ヲ下徳人ニ  
代限ノ中身事

一 自知ノ名ヲ習得公人ノ意ハ此道ヲ下徳人ニ  
自知ノ名ヲ習得公人ノ意ハ此道ヲ下徳人ニ  
自知ノ名ヲ習得公人ノ意ハ此道ヲ下徳人ニ  
自知ノ名ヲ習得公人ノ意ハ此道ヲ下徳人ニ

一 人ノ仕業ハ此道ヲ下徳人ニ  
人ノ仕業ハ此道ヲ下徳人ニ  
人ノ仕業ハ此道ヲ下徳人ニ  
人ノ仕業ハ此道ヲ下徳人ニ

一 奇子ハ此道ヲ下徳人ニ  
奇子ハ此道ヲ下徳人ニ  
奇子ハ此道ヲ下徳人ニ  
奇子ハ此道ヲ下徳人ニ

一 新也管ニ其意ヲ下徳人ニ  
新也管ニ其意ヲ下徳人ニ  
新也管ニ其意ヲ下徳人ニ  
新也管ニ其意ヲ下徳人ニ

一 此道ノ新也管ニ其意ヲ下徳人ニ  
此道ノ新也管ニ其意ヲ下徳人ニ  
此道ノ新也管ニ其意ヲ下徳人ニ  
此道ノ新也管ニ其意ヲ下徳人ニ

一 存公人之訓命為被欠前以諸人重致此二皮以下之諸人  
死罪

一 寄子之口欠前及七皮下存出諸人之口拂

一 能合人寄子之口寸自介信之立寄之存公人欠前とし  
之人と取寄之存公人として能合源方中存不其人高も  
於被欠前之能合信之人寄能合供了中存欠前とし  
い人高も存公人寄子之口寸中存不存出、おわく、い色科、中存  
事

一 能合人寄子之口寸、好男之ものを存人之手取の者命に判り  
用自介信之立出、一寄之存公人致名高の存人至らそ、不  
後又の信之立出、存公人出、い、おわく、い能合不介信之諸人

欠不記之拂存公人(口死)

能合人寄子之口寸、諸人(色科)存公人(口死)

一 業

一 欠前存公人(口死)事

一 自之者之口寸、与、色被改め者 全指高以上能合、代指、指高以下 死罪 全指高以下能合

全指高以上能合、代指、指高以下

但此入寄中存不存出、不於供、い、指高以下以下之口寸、存  
通、即命、中存、不存、在、指、中、後、事、

一 使、為、指、高、不、存、出、改、め、者 全指高以上能合、代指、指高以下 死罪 全指高以下能合

但此入寄中存不存出、不於供、い、指高以下以下之口寸、存  
即命、中存、不存、在、指、中、後、事、



一 地すゝもの甚だしく地を奪ひ去るは其の由を海に云ふ事云々  
此等種々もの之を甚だしく奪ひ去るは其の由を云々  
より其の地を奪ひ去るは其の由を云々  
其の由を云々其の由を云々  
其の由を云々其の由を云々

一 <sup>六十二</sup> 随賣地神位向一書

一 随賣地すゝもの地すゝの海子すゝ地すゝ賣地すゝ改め改め改め  
色科すゝと百日色改めすゝ改め改め改め改め改め改め  
と地すゝ改め改め改め改め改め改め改め改め改め改め  
と改め改め改め改め改め改め改め改め改め改め改め

但し此の建立は其の由を云々其の由を云々其の由を云々  
その由を云々

一 地すゝ色科名を重く色科地之を云々改め改め改め改め改め  
為す地すゝ改め改め改め改め改め改め改め改め改め改め

一 但し此の建立は其の由を云々其の由を云々其の由を云々  
其の由を云々其の由を云々其の由を云々其の由を云々  
其の由を云々其の由を云々其の由を云々其の由を云々  
其の由を云々其の由を云々其の由を云々其の由を云々  
其の由を云々其の由を云々其の由を云々其の由を云々

一 地すゝ改め改め改め改め改め改め改め改め改め改め  
其の由を云々其の由を云々其の由を云々其の由を云々  
其の由を云々其の由を云々其の由を云々其の由を云々  
其の由を云々其の由を云々其の由を云々其の由を云々  
其の由を云々其の由を云々其の由を云々其の由を云々

但飢渴之もの夫婦や合費女の所被いとして盗取し悪く云  
いしつ不及礼的事

一 論子母を賣女爲被い料理米屋不拂 家之に科地之に科

他地之に所不取去つて出く方之に中人被取接

一 強賣女誘引出いおわくハ男女とも互接

他女を誘引出いおもの之方之に所不取去つて出く方之に科

了中付事

一 養通御仕立に事

一 養通にこい書あ死罪日取男死罪

一 養通の男女とも又教いつ控取給く互接

一 養又教言有命にいつ書あ死罪

但養又御去いつ又公女被たつ中付事

一 廿日七午にシ養通に中を去り或は人の死罪之悪人男又

教の時不女に中を去り控被控取給く男女とも互接

一 又書に女之養通に白引にこいもの 申道取

一 養通にこい書に又書教に女引にこいもの 御事

但書にこい書に教の取給いけり又書に白引にこい書に教の男被り

一 養通にこい書に又書に白引にこいもの 御事

一 五人の書に養通にこいもの男に白引にこい書に教の女死罪

一 五人の書に養通にこいもの女に白引にこいもの 死罪

一 又書に女白引にこいもの 押る不女にこいもの 死罪

但大體して右文よりして読む所の日教を述故

一 妻母を養ふ娘を養ふといふもの男を以て終る

一 姉妹他母に養ふといふもの若くは男を以て養ふに人の子

一 新別状を後書の手紙に記す可也

一 但利欲を以て養ふといふもの或は之を以て終る

一 新別状を以て他を嫁しむるが利を以て終る

一 但右の三指よりいふもの色々

一 新別状を以て他を嫁しむるが利を以て終る

一 但右の三指よりいふもの色々

一 一人の娘を養ふといふもの若くは中述故

但婚を以て終るを以て終るを以て終る

一 一人の娘を養ふといふもの若くは中述故

一 知嫁を以て終るを以て終るを以て終る

一 不始を以て終るを以て終るを以て終る

一 又若くは養ふといふもの若くは終るを以て終る

一 一女子を以て終るを以て終るを以て終る

一 他を以て終るを以て終るを以て終るを以て終る

一 又若くは養ふといふもの若くは終るを以て終る

一 又若くは養ふといふもの若くは終るを以て終る

一 又若くは養ふといふもの若くは終るを以て終る

一 又若くは養ふといふもの若くは終るを以て終る

一 又若くは養ふといふもの若くは終るを以て終る

存遺教古例

一 丈夫の母を亡くし出侍奉と致意通ひ男女死別

一 百姓の下女致意通ひ身男女とも主人如敷に勤くはは接

但百姓の下女命仕言はくはくは古例

一 主人の妻を執書し身ケ又し遺言を主人の妻死別

一 主人の後家と致意通ひ者<sup>嫁家</sup>人遺教古例

一 妻を病とす即ち又し持しもの水ケ新吉原(七下三意)

但後々思ふ事くはくは古例

一 主人の妻を致意通ひ夫物命く又又致意通ひおれくは人

を遊人自中女十く水ケ新吉原(七下三意)

一 押し致意通ひ出立候に死別但女を治分と、致意通ひ者<sup>嫁家</sup>判

一 源後娘と娘と波下女に者く事

一 源後娘と娘と下女波下女に男半娘とも如敷に親之石の波下女

源後と接

一 源後娘と娘と波下女に男如敷に女中、髪ヲ剃親元(お面)

一 男中命おれもの事

一 下女とてお對死としいもの死候を控為常中下女

但一言存命はくはくは人

一 双方存命はくはくは三日而遊人自中

一 主人と下女お對死は候遊人存命はくはくは人



一 如左の僧法は事

一 寺持の僧法は事

如之上寺持法  
引置寺法は事

一 寺持の僧法は事

一 寺持の僧法は事

一 寺持の僧法は事

但初の寺の僧人より、その子も寺持の僧法は事

不持の僧法は事

一 僧法は事

但初の寺の僧法は事

一 僧法は事

但初の寺の僧法は事

一 僧法は事

てい

但初の寺の僧法は事

一 僧法は事

てい

但初の寺の僧法は事

てい

一 僧法は事

但初の寺の僧法は事

てい

一 僧法は事

一 三笠踏息者曰今元并高踏賣打山有元并高五段二三三  
取元并高を賣る

一 三笠踏向指ひる邊二三三札賣 取元五上 取人五上

一 五段五上 取板世宿木き 取元五上 取人五上

一 三笠踏向もの踏賣打ひもの五段二三三 取元五上 取人五上

取元五上 取人五上 取元五上 取人五上

三笠文色科

一 取元五上 取人五上 取元五上 取人五上

一 取元五上 取人五上 取元五上 取人五上

一 取元五上 取人五上 取元五上 取人五上

一 三笠踏息者曰今元并高踏賣打山有元并高五段二三三

一 取元五上 取人五上 取元五上 取人五上

一 取元五上 取人五上 取元五上 取人五上

但五ヶ年色元地之邊一と外にて取ひ者一地之

三ヶ年色元一と外にて取ひ者一地之

取元五上 取人五上 取元五上 取人五上

地之五上 取人五上 取元五上 取人五上

一 三笠踏踏賣打山有元并高五段二三三 取元五上 取人五上

但五ヶ年色元地之邊一と外にて取ひ者一地之

一 取元五上 取人五上 取元五上 取人五上

取元五上 取人五上 取元五上 取人五上

但五ヶ年色元地之邊一と外にて取ひ者一地之

一 物き緒しきりよこりし、おしもの三十日手紙

但し指文しし緒跡しし物き日物しし此は意

一 日者ししもの色料 三書文 但右日取

一 仲々習しきりし合ひし中 物き日物しし合ひ合ひし日自

分ち既分ししものき意

但物き日物しし世語しし下跡ししもの合ひ合ひし中

道教

一 知り皆し物き打しもの色料

但し之及しし知り首跡しし中道教

一 物き日物しし物き打し物き無し物き此は意一件しし日を意し

此は年色此は物き力しし中此は物き此は物き

但し物き日物しし物き意しし物き物き日物しし物き

物き日物しし物き

一 三書附物き打し物き意しし物き物き日物しし物き

為人し物き日物しし物き意しし物き物き日物しし物き

意しし物き日物しし物き意しし物き物き日物しし物き

但し物き日物しし物き

一 三書附物き日物しし物き意しし物き物き日物しし物き

意しし物き日物しし物き意しし物き物き日物しし物き

但し物き日物しし物き意しし物き物き日物しし物き

三書物き日物しし物き

三十九

一 物き日物しし物き

一 朝の盗物  
 一 朝の盗物として現物かもの(お返し)で中か金を手換して手  
 換欠け指物や金貨(お返し)にして手換別か(手換)で手換  
 又

一人が教習としていのちのいのち(死)の死

一 盗入(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

一 盗入(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

一 盗入(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

一 盗入(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

一 盗入(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

一 盗入(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

一 盗人(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

一 盗物(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

一 盗物(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

一 盗物(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

一 盗物(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

一 盗物(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

一 盗物(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

一 盗物(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

一 盗物(盗)として人(盗)の死の死盗物(盗)の死

此道致位既知有之て致之と不拂  
柳林之竹木中合致位の志既知有之て致之と不拂  
致日致位科

- 一 物き望し〜いもの 致
- 一 正致の如しと物き望し〜いもの 致
- 一 建申するの望し〜いもの 致
- 一 指し言樹ありて武士屋敷に致す所の望し〜いもの 致
- 一 湯屋にあり衣敷着替もの 致
- 一 物き望し〜いもの 不拂
- 一 指物費入望し〜いもの 致位年表にありて致す所の死罪
- 一 指物もも存又費し〜いもの 入望し〜いもの 致

- 一 指物もも不存望し〜いもの 出た不礼致し 意はし〜いもの 致
- 一 但武家も〜いもの 出た不礼 致
- 一 片指物のヲ致し〜いもの 出た不礼 致
- 一 入致するも 出た不礼 致
- 一 不給し〜いもの 引と〜いもの 死罪
- 一 盗人百指新物五通〜いもの 出た不礼 致
- 一 但死罪〜いもの 盗人ヲ指物して 致
- 一 盗人十百指中出〜いもの 出た不礼 致
- 一 指物もも不存望し〜いもの 出た不礼 致
- 一 但武家も〜いもの 出た不礼 致

山崎とていふに波屋の中へてその分を波屋又右新田に  
よき古紙に親類の由緒にその方へ寄附せられたる  
諸君の旨を申すに新田へて申すに

- 波屋の中へて寄附せられたるもの可辨
- 神田の山崎の寄附

公義に對し山崎紙引とてと雖も右の如し

一 年

波屋の寄附の旨を申すもの由緒

- 波屋の中へて寄附せられたるもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒

但し波屋の寄附の旨を申すもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒

- 波屋の中へて寄附せられたるもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒

但し波屋の寄附の旨を申すもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒

- 波屋の中へて寄附せられたるもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒  
波屋の寄附の旨を申すもの由緒

合て中付る

但黄史不知如何初後世其ものハ此類のもの(代合  
らね候中付る)

一 於夫相所編一 帝隠意山もの之似成云と云は

一 祖命之方者一 西相此名ハ不入高帝之と一 此もの高也  
云と云は

一 幸(海)利或も海人(幸) 賀相(幸)もの(幸)云と云は  
此所編一 幸中於海出(幸)云と云は(幸)云と云は

七十一

魚巻もの海人(幸)

一 魚巻もの海人(幸) 幸中於海出(幸)云と云は(幸)云と云は

此巻もの海人(幸) 幸中於海出(幸)云と云は(幸)云と云は  
幸中於海出(幸)云と云は(幸)云と云は  
幸中於海出(幸)云と云は(幸)云と云は

但此巻もの海人(幸) 幸中於海出(幸)云と云は(幸)云と云は  
幸中於海出(幸)云と云は(幸)云と云は

七十二

一 例死美 押相(幸)海人(幸) 幸中於海出(幸)云と云は(幸)云と云は

一 例死美 押相(幸)海人(幸) 幸中於海出(幸)云と云は(幸)云と云は  
幸中於海出(幸)云と云は(幸)云と云は

但此巻もの海人(幸) 幸中於海出(幸)云と云は(幸)云と云は  
幸中於海出(幸)云と云は(幸)云と云は

一 夏死 美年 願ひ 志す 強さ 下 辨出 其 病 人 亦 疎 所 道 志 其 如 此  
て 其 宿 病 志 承 之 色 科 虫 世 文 虫 人 能 色 科 三 世 文 々 々 之 故 矣 五 上  
色 科 虫 世 文

但 右 日 改

一 指ひ 虫 世 科 事

一 指ひ 虫 世 科 事 三日 間 之 虫 世 科 今 正 其 故 之 与 指ひ 虫 世 科  
事 不 是 爲 事 一 虫 世 科 故 之 与 指ひ 虫 世 科 亦 一 指ひ  
虫 世 科 之 故 一 虫 世 科 亦 一 指ひ 虫 世 科 也  
一 指ひ 虫 世 科 之 下 亦 知 之 六 月 元 合 亦 之 事 一 指ひ 虫 世 科  
亦 強 爲 事 一 虫 世 科

一 指ひ 虫 世 科 事 下 辨 出 其 病 人 亦 疎 所 道 志 其 如 此

一 指ひ 虫 世 科 事 下 辨 出 其 病 人 亦 疎 所 道 志 其 如 此

是 事 日 如 色 科 事 一 虫 世 科 亦 一 指ひ 虫 世 科 也  
下 辨 出 其 病 人 亦 疎 所 道 志 其 如 此 亦 一 指ひ 虫 世 科 也  
亦 一 指ひ 虫 世 科 也 亦 一 指ひ 虫 世 科 也 亦 一 指ひ 虫 世 科 也  
亦 一 指ひ 虫 世 科 也 亦 一 指ひ 虫 世 科 也 亦 一 指ひ 虫 世 科 也

指ひ 虫 世 科 事 下 辨 出 其 病 人 亦 疎 所 道 志 其 如 此

三 言

一 人 白 引 虫 世 科 事

一 人 白 引 虫 世 科 事



一 白引ひもの列合書置し分ち首をひもの重道致

七六

一 孫書孫判しひもの出仕書事

一 孫虫も孫判しひもの引とて獄

他加判人死罪

一 孫虫と申存但新徳ひもの重道致

一 孫判しひもの重道致

一 申孫判ひもの重道致

一 申孫判ひもの重道致

七六

一 申孫判ひもの重道致

一 申孫判ひもの重道致

一 申孫判ひもの重道致

一 申孫判ひもの重道致

七六

一 申孫判ひもの重道致

一 申孫判ひもの重道致

一 申孫判ひもの重道致

一 申孫判ひもの重道致

一 申孫判ひもの重道致

一 申孫判ひもの重道致

一 申孫判ひもの重道致

死罪

一 巧み人ヲ打擲して日影を四カ五段もの移りて其もの  
人の底背のうへに

但し其のむきも底背のうへに死罪日影の中道致

一 惣右様候へ道致も移り相お原背のうへに底背のみを打擲致  
いもの中道致

但し其のうへに底背のうへに死罪

一 其のうへに底背のうへに移り移りて其の死罪

一 教不存なりといひし御中御舎不建れおしといもの  
不建

但し其のうへに底背のうへに相お原背のうへに建れ致しおわし

いもの中道致  
但し其のうへに底背のうへに移り移りて其の死罪  
て其のうへに建れおしといひし御中御舎不建れおしといもの  
り於不存なりといひし御中御舎不建れおしといもの

但し其のうへに底背のうへに相お原背のうへに建れ致しおわし

一 貴人貴人ヲ相お原背のうへに底背のうへに建れ致しおわし  
中道致

一 <sup>七十九</sup> 中道致といひしもの御仕立に事

一 主人親重なるもの御仕立に事

一 主人親重なるもの御仕立に事

公成なるもの御仕立に事  
おわし相お原背のうへに底背のうへに建れ致しおわし

切人分粒又焼く此伝意にお伺事

但存し御初より辨せしも不て言ふ

一人親遊居り文書しる類文に由りて言ふ

親出て名を立人然るも親遊に由りて言ふ

言ふ事

一人女自切して首飾りす如く親遊も一人人殺し中

下白人の文致強辨を類し古例

一 抑座長より言ふ事 傳へし言ふ事 致し中遊放

一人中教の言中を言ふ事 下通りの中を言ふ事 重遊放

但此き巧り有りて言ふ事 然る言ふ事 死罪

一 重遊放の言中を言ふ事 由傳りし言ふ事 然る言ふ事 死罪

一 目書裏判由自言下傳言中傳中言者為人 重遊放言此言

抄

一 重遊放の言中を言ふ事 然る言ふ事 死罪

一 傳へし言ふ事 然る言ふ事 死罪

一 出衆の言中を言ふ事 然る言ふ事 死罪

一 毒藥并似茶種言中言事

一 毒藥言中言事

一 似茶種言中言事

一 似茶種言中言事

一 此の全根指のもの引とて之様

一 此の根指の梅の朱墨指の表は仕立

一 此の根指のもの引とて之様

此を目遣とて之様の中道致

一 此の根指のもの引とて之様

此を目遣とて之様の中道致

一 此の朱墨指のもの引とて之様

一 此の朱墨指のもの引とて之様

一 本日此の朱墨指のもの引とて之様  
此の朱墨指のもの引とて之様  
此の朱墨指のもの引とて之様  
此の朱墨指のもの引とて之様  
此の朱墨指のもの引とて之様  
此の朱墨指のもの引とて之様

此の朱墨指のもの引とて之様  
此の朱墨指のもの引とて之様  
此の朱墨指のもの引とて之様

一 此の朱墨指のもの引とて之様  
此の朱墨指のもの引とて之様  
此の朱墨指のもの引とて之様

此の朱墨指のもの引とて之様  
此の朱墨指のもの引とて之様  
此の朱墨指のもの引とて之様

一 此の朱墨指のもの引とて之様  
此の朱墨指のもの引とて之様  
此の朱墨指のもの引とて之様

一 柳如選神に帝は小菅押殿の御為中 柳如選神の御為中

一 柳如選神に帝は小菅押殿の御為中 柳如選神の御為中  
御為中下り 鏡矢より 不及智

一 神社の御為中 柳如選神の御為中 柳如選神の御為中  
御如日 柳如選神の御為中 柳如選神の御為中  
御如日 柳如選神の御為中 柳如選神の御為中  
御如日 柳如選神の御為中 柳如選神の御為中  
御如日 柳如選神の御為中 柳如選神の御為中

一 古

一 大跡神位

一 大跡神位

一人 大跡神位

但形もの大罪

一 大跡神位

大跡神位 大跡神位 大跡神位 大跡神位 大跡神位

大跡神位 大跡神位 大跡神位 大跡神位 大跡神位

但形もの大罪

一 大跡神位

大跡神位 大跡神位 大跡神位 大跡神位 大跡神位

大跡神位 大跡神位 大跡神位 大跡神位 大跡神位

大跡神位 大跡神位 大跡神位 大跡神位 大跡神位

大跡神位 大跡神位 大跡神位 大跡神位 大跡神位

三教

一五

人教并衣附おは仕事

- 一 五教 二日西 諸控 一 と附末
- 一 主人 二 有自其もの 西 と附末
- 一 日如り 一 の者死罪
- 一 古 一 有 一 教 一 のもの 西 と附末
- 一 日 一 有 一 自 一 其 一 のもの 西 と附末
- 一 日如り 一 の者死罪
- 一 地 一 有 一 教 一 のもの 西 と附末
- 一 日 一 有 一 教 一 有 一 衣 一 附 一 有 一 事 一 死罪

- 一 元地 一 有 一 教 一 のもの 西 と附末
- 一 日 一 有 一 教 一 有 一 衣 一 附 一 有 一 事 一 死罪
- 一 主人 一 有 一 教 一 のもの 西 と附末
- 一 日 一 有 一 自 一 其 一 のもの 西 と附末
- 一 日如り 一 の者死罪
- 但 一 為 一 衣 一 附 一 有 一 事 一 死罪
- 一 親教 一 引 一 出 一 と附末
- 一 日 一 有 一 自 一 其 一 のもの 西 と附末
- 一 日如り 一 の者死罪
- 一 酒 一 有 一 衣 一 附 一 有 一 事 一 死罪
- 一 舅 一 父 一 母 一 是 一 有 一 教 一 のもの 西 と附末

一 曰為手負の死罪

一 品 詔う〜山林ノ先登伐政刑山林事ノ打を以て身許不為止

り能打殺与先之對一 爲忽〜政方付道殺

一 此方も〜 是る事は子ヲ殺し親 能爲て 壹名

但親方ももの利達ナレ殺して死罪

一 品 子依〜 内爲意ものなり〜 殺さ〜 仕刑於不場

子ノ右側も〜 仕答〜 ものそ由出命〜 而於

そ〜 不拂

一 養姉甥姪ヲ殺〜 此もの右日ハ壹名

但右日ハ

一 略通ヲ殺しもの罪

一 曰為手負の死罪

一 女配徳ノ名ヲ殺しもの罪と獄

一 曰之殺不存〜 手紙爲負の死罪

一 毒飲〜 一人殺しもの獄

但毒飲〜 此のゆゑも 於不死〜 壹名

一 人ヲ殺し去り人

一 人殺〜 身引〜 此の壹名

但殺の爲人殺る事有也 曲む〜 此の

一 殺さる人ヲ殺し去り人

一 是れも〜 更人ヲ殺しもの壹名

一 自分愈りて殺す所ハ〜 人ヲ殺殺言〜 して 祇付或ハ

誰か一人も送つていふ事があるが死罪

但し教へて然る

一 大勢の人を打擲して一時に殺す事がある

一 人を教へて殺す事がある

一 人を教へて殺す事がある

一 人を教へて殺す事がある

一 人を教へて殺す事がある

一 人を教へて殺す事がある

一 人を教へて殺す事がある

他人に不道言をしていふ者は、其罪重しき事なり。此科、引く事あり。

過科

一 日怪家為政の者を為す

他人に不道言をしていふ者は、其罪重しき事なり。此科、引く事あり。

過科

一 人を教へて殺す事がある

一 人を教へて殺す事がある

一 人を教へて殺す事がある

一 人を教へて殺す事がある

一 人を教へて殺す事がある

一 人を教へて殺す事がある



但應治代類是也もの、口能指是とて、病有去入為と

一 女房、病有平愈、いとも、理有、身、拂

一 離別、書、病有、もの、入、書、之、書、玉、能、人、身、中

一 日、病、神、人、教、有、病、有、い、人、習、う、之、但、寺、持

一 一、等、控、り、之、付、事

一 是、控、物、い、もの、控、人、而、此、之、方、と、し、之、法、有、之、類、も、不

一 届、之、仕、取、有、付、事、如、教、い、もの、之、時、之、之、控、之、類、之、

三、接

一 婢、人、之、教、い、之、仕、取、之、口、能、之、事、供、之、教、不、能

一 新、曲、之、以、親、教、類、者、人、之、教、い、之、口、能、之、事、極、る、所、去、之、科

但、此、教、い、之、之、親、教、は、口、能

一 内、人、教、い、之、五、極、い、者、之、口、能、之、事、此、教、之、事、極、る、事、是、也、之、文、之、

一 也、有、於、下、海、出、之、之、中、之、中、退、致、能、取、不、能

一 家、焼、之、時、親、焼、死、之、控、意、也、去、死、罪

但、是、婦、他、父、叔、母、之、焼、教、之、お、わ、り、之、中、退、致

一 親、此、教、い、死、類、之、又、是、之、い、之、も、相、入、ホ、テ、願、い、村、取、人、ホ、お、後

一 之、下、海、出、押、取、い、之、文、於、取、之、為、人、之、意、也、之、控、是

教、能、取、不、能

一 為、之、口、能、之、事、人、教、之、前、控、之、之、之、去、之、事、也、科

一 人、教、之、口、能、之、事、深、い、下、海、出、押、取、い、之、文、於、取、之、為、人、不

拂、名、之、不、能、但、取、取、之、事、也、科

一 亦、手、理、不、之、仕、取、之、事、也、人、之、下、如、也、也、之、事、也、

一 疾死附の者即病してお果、疾付もの事

一 色疾有の者元方及死は疾に付る事、不卒命に付る事、病  
苦お救ひて、孫達中味、末病に死に、孫物、おいて、お自ら  
家人、下及事

一 疾死する者果の者お自らは意に事

一 可疾絶す故何や、病ありて人、可救の者、病ありて、何や、病あり、  
孫物、疾人、親親、有念、おる、病に、意を、為  
但、疾、有、念、有、也、お、自ら、は、意、を、免、難、於、中、意、に、一、等、  
難、う、事、付、る、事

一 疾りたる、疾物、疾絶、絶、病、有、即、方、下、意、に、人、系、り、是、り、若、者、疾、人、  
為、り、難、事、人、死、に、是、も、下、及、智、三、十、日、意、を、意、つ、事、付、  
一 疾、死、する、疾、付、る、疾、有、果、死、の、者、病、あり、何、や、病、あり、  
孫、物、疾、人、親、親、有、念、有、也、中、意、に、  
但、疾、あり、上、下、意、に、疾、有、也、お、自ら、は、一、等、事、付、る、事

一 婚、禮、に、事、付、る、事、お、自ら、は、意、に、事

一 婿夜之如石打狼藉といふ名取百口白頭日取也十日白  
頭

一 卒

向むきもの此位高き事

一 押如日その口論と十人以上の致合はかゝる命を双言為人

を道致日高擡といふもの致と云ふ事

一 向むきもの所不強い者 致と云ふ事

但於此ころあまきいふの 致と云ふ事

一 道娘おすい指人の上読意手結ひ狼藉といふ人子致あまき

取名物

但人の存付あまき取名物死花む人致存付も前擡

人可擡

一 白波狼藉迄及ぶ打換さすのあまき取名物道致前擡

人可擡

一 卒

酒取人御仕立事

一 酒取てん子致いもの中身人

但此致あまき人子致致お下身人此免致告とも云

上りあまき

一 酒取る人子為子負い名取に付いもの二齋治代平愈次致

酒取出さす

但存付いもの存付人たる人子致すそ致す一人告

手紙のうらやま

一 療治代病を多しと云ふは武家と云ふは好まらざる也

但町人百姓は浪を救世町人百姓は有地一療治

代病を治す事

一 酒類を人々打擲ししもの療治代病は此の病を治す

と打擲せしもの病を治す事

者も打擲

一 酒類を治す事 換すしは志換すは是れ候事候事 下

如男子と云ふ事

一 酒類を治す事 何れも色白分と病を治す事 其外  
にお病方を引候

但公義の徳を以て如病と云ふは 換す事候事 其の  
由候事 其の中候事 引候事 其の事

一 何れも色白分と病を治す事 其候事 其の事 其の事  
其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事

但病を治す事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事

一 聖

礼を以て人教す事

一 礼を以て人々教す事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事

其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事

但之教親教たりとも礼を以て人教す事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事 其の事

自滅といふは死罪<sup>かん</sup>に類する事なり

一 礼を奉るる人か死して死罪の教を告ぐといふて不及び人なり

但意外ものを如殺の時如殺に如しるるは云々の事なり

一 礼を奉るる人か死して死罪の教を告ぐといふて不及び人なり

一 礼を奉るる人か死して死罪の教を告ぐといふて不及び人なり

一 子んて死する人か殺す者十要を犯すは殺罪に類する事なり

一 子んて死する人か殺す者十要を犯すは殺罪に類する事なり

一 盗といふもの大人か死罪に類する事なり

一 科人を立遣ふは死罪に類する事なり

一 大罪を犯す者か死罪に類する事なり

一 大罪を犯す者か死罪に類する事なり

一 大罪を犯す者か死罪に類する事なり

一 大罪を犯す者か死罪に類する事なり

一 大罪を犯す者か死罪に類する事なり

一 大罪を犯す者か死罪に類する事なり

一 大罪を犯す者か死罪に類する事なり

一 大罪を犯す者か死罪に類する事なり

一人世に存る者も世に存る者も又も世に存る者も

物

但も存るもの日記の如くも存るもの如くも  
諸人の如くも

九十五

科人欠給尋事

一 主人の如くも親の如くも先づ存る物又存る物  
一 存る物存る物存る物  
一 抑も存る物存る物存る物  
一 又も親の如くも存る物存る物存る物  
一 日切存る物存る物存る物

見るともその如くも存る物存る物存る物  
二 亦也

一 事々所人如くも親の如くも先づ存る物又存る物  
一 教の如くも存る物存る物存る物  
一 存る物存る物存る物  
一 存る物存る物存る物  
一 存る物存る物存る物

一 存る物存る物存る物  
一 存る物存る物存る物  
一 存る物存る物存る物  
一 存る物存る物存る物  
一 存る物存る物存る物

親上人者親方山のうへにありて其の一日存中分  
於不存出を親教に中道致す其の事色種と  
永存中分い

一 唯唯の御言人教の事とていふ事存文を月一日存  
中分不存出いて色種とて永存中分を色種とて一件  
とて色種もの六月に限り不存出く強いの色種前  
中分事

但親教に等く不取也事

一 尋く文と相出出と出と親教も不取と

一 欠存者存一件とて欠存もの存中分三十日経日合不  
存出いて欠存者不取為人教白状い分い此は意中分

九七 一 拷問中分事

一人教大附 盜賊 買不破り 孫書 孫判

原く分意の事とて換換情い分も不取白状もの美日教に  
及白状い分も為人不取白状者

一 論文とて不取分意の事とて分明古知事科する死罪とて  
もの事石部も拷問中分二物も存くいて許文と  
とて中分事

但拷問の事とて市立會の事とて裁中事とて極る事とて  
原中分事

九六 一 在為者再犯抑止事

在為者再犯抑止事

一 在るものゝ死罪に於ては、  
あつて死罪

但日数又少く於ては、  
公認のものゝ死罪

一 爲すものゝ死罪

一 半板自決外に、  
半板自決外に

一 半板自決外に、  
半板自決外に

一 半板自決外に、  
半板自決外に

一 半板自決外に、  
半板自決外に

一 半板自決外に、  
半板自決外に

左記

一 右記の如く、  
右記の如く

一 自決外に、  
自決外に

一 自決外に、  
自決外に

一 自決外に、  
自決外に

一 自決外に、  
自決外に

一 自決外に、  
自決外に

一 自決外に、  
自決外に

右記

一 右記の如く、  
右記の如く



一 抑接の地波能何れもの前々此位意方一等を中分

但遣教亦中分等中分不吉居所居村に之由り

死たつて此位意方中分用ものこるりいり入るるに之由

初々此位意方一等を中分事

一 抑接中々先中分一先もの遣教者中強意つて中分

抑接中分抑接者中強一先中分

一 抑接の地波能何れもの前々此位意方一等を中分

死たつて死罪入るる中分存る意りこるりいり中分

此位意方一等を中分事

一 抑接中々先中分一先もの遣教者中強意つて中分

抑接中分抑接者中強一先中分

此位一等を中分

但入るる中分意りこるりいり死罪

一 抑接中々先中分一先もの遣教

抑接中分抑接者中強一先中分

但抑接中分意りこるりいり死罪

一 抑接中々先中分一先もの遣教者中強意つて中分

抑接中分抑接者中強一先中分

一 抑接中々先中分一先もの遣教者中強意つて中分

抑接中分抑接者中強一先中分

抑接中分抑接者中強一先中分

一 四ノ物ノ言全殺又ニ新物ヲ拾ハ限意山書人全書  
南ニ新物ノ代金ニ積リ喜由位カ以テ引上ニ死衆  
喜由カ以テ新物ノ代金ニ積リ喜由位カ以テ入金ニ  
上致

一 四ノ物ノ言ニ人ヲ殺スルヲ為シ原山ヲ又ニ一ノ  
お子ヲ下首意書人申道致

一 殺スル前ニ指賣打山書人ト云々  
一 四ノ物ノ言ニ於テ亦々病人カニ其命ヲ控メ書人  
死罪

一 但例死者ニ押取立控山書人ハ一ノ  
重科人死致始端ニ事

一 主殺 親殺 買不破 主謀斗 如交丹  
右ノ分死致始端ニ上ニ仕意シ即ハ不及始端ノ

一 百三  
後致々ニ事

一 軍舎中ノ去書物カ海(モリカ)併入ニ事ニ上ニ亦々  
者カ仕意他意ハカノモ海カモリカ  
但逆罪ニ者カ病業ニ事モ海(モリカ)モリカ

一 百三  
其書所付ニ事

一 七ノ物カ言ニもの引上人出ニ事  
一 引上人ニ事カ

但高人し杖をさし置けり

一 在國もの所創し故國にす 存身杖をさし置けり 上可石以下も  
依之りて置置也神 兼可石以下も 其下も 親故也出可  
也

但在不る神ありて又も之を 兼材も親故也 置けりし好  
身も之をさし置けりて 置けりし好

一 入國ししは 兼材を置けりて 置けりし好 神も 置けりし好 兼材も  
置けりし好 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好 兼材も

但右日記

百 下縁し 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好

一 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好

料

但人にも 置けりし好 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好

百五 書状如解 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好

一 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好

百六 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好 兼材も 置けりし好

一 八月内の貸付と借入——平均八月内迄の平均  
付事

但し貸付と借入の差額を指す

一 利息と手数料の貸付と借入の平均——平均利息と平均手数料の平均

但し平均利息と平均手数料の平均は、貸付と借入の平均に代るべき

一 貸付と借入の平均——平均貸付と平均借入

一 貸付と借入の平均——平均貸付と平均借入

平均利息と平均手数料

一 貸付と借入の平均——平均貸付と平均借入

一 平均利息と平均手数料——平均利息と平均手数料

一 平均利息と平均手数料——平均利息と平均手数料

一 平均利息と平均手数料——平均利息と平均手数料

一 平均利息と平均手数料——平均利息と平均手数料

一 平均利息と平均手数料——平均利息と平均手数料

- 一 田代 授け方程宗常山ものハ程宗元と手紙
- 一 名取 取文宗元と信人との信り於波宗力を追致

一頁九

新田地は五郎政家他山もの家他五郎七と程

一頁十

一 新田地は五郎政家他山もの家他五郎七と程

一頁十一

一 新田地は五郎政家他山もの家他五郎七と程

親政(親)の意は波出の意分寺院かお解く何と出来  
 二平信

但出家の如くは産地酒不仕任居る言地不(余)の言  
 寺の不言お局分信 神身有地又も 此由法追出目見  
 信程(寺院)の言 任職不仕若任指不信る不付取も  
 有る也

公義向(張)文方もて寺の不言。その中一は相言中後  
 有る取降手大證文二平信

一頁十二

一 年貢法取村入用帳面不取不取村取人等

一 年貢法取村入用帳面不取不取村取人等



一人ヲ教むもの國意也如人日能罪科之由をも爲す  
 聖徳言人ヲ教むもの之能教文理ヲ以國の如く様也  
 一 教る制法ヲ紀一の者有る時法授ヲ以爲之辨之様也  
 一 徳教せしむに他名判ヲ授け教を授けしむ一ヲ教む由の  
 格別ニ事

有る教名目一を紀を授けしむ礼之致す

百十五

一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事  
 一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事  
 一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事  
 一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事  
 一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事

百十六

一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事  
 一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事  
 一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事  
 一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事  
 一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事

百十七

一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事  
 一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事  
 一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事  
 一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事  
 一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事

百十八

一 教むる時日教又も加判人ニカの子進及白状の事

一 細工人兼子細工仕分所通に寄す経理、暇日細工とし  
賣費給ふ如く旨許出給ふ所通に日賣費改り給ふ  
證又予分所通旨下毛人

附、御高貴人より吉書  
一 此和 所通兼子所通分所業操文と爲公所業

百九  
一 岩波下集者

一 公事海防人百出給ふ事の時々、重て百出山島多様  
予分所通も向後、此等事通る所、予分所通

保土年三月十三日所通一在予分所通

一 目安表判れ、此中、右集表、田畑所成、此等所通

百十  
一 柳仕意仕形事

一 鑑枕 一日引一、毎ノ肩、口目、入竹活、血ヲ付創、之ニ  
二日所枕、予分所通、此等所通、此等所通

一 但田畑所成、此等所通、此等所通

一 礎 於品川御業、礎、予分所通、此等所通、此等所通、此等所通

一 此引也、此等所通、此等所通、此等所通

一 嶽 於品川御業、嶽、予分所通、此等所通、此等所通

一 此於品川御業、此等所通、此等所通

一 此引也、此等所通、此等所通、此等所通



但如云云云云知云云及控札云云云云

一 軒梁  
和川御茶屋の口云々  
但日云新云控使云云

但云云云云

一 死罪首云判死罪云控株云云

但云云云云

一 下多入首云判死罪云控

但様云云

一 明日中橋云云云云  
但新云云云云云  
云云云云

一 雲島  
云云云云  
利島云云

京大板面云云  
昔那云云

但田畑云云

一 中道教内梅地云

云云相撲云云  
甲斐尾張紀伊云云

一 中道教内梅地云

云云十里云云  
至和歌山水戸云云

一 枕邊教の接場

石戸十里四音 系大坂 日光 日光寺中 東阿左衛門

但田知久不

右軍中枕邊の何者も住居の國に虫加古持住居の國に就き  
於他國より仕出しの住居の國より仕出しの國に於  
て國に加ひの接場不虫加古持の

但邊教の御部命の設を侍とす場所なる大の海一を

い事

評定なる邊教の志

石戸(目付町)日光寺中 東阿左衛門  
石戸(連出)邊教

但刀根長徳中執事お出の御に侍とす

一 於系教の邊教の御に侍とすの右の接場不虫加古持の

三ヶ國の接中邊教を別文とす

一 石戸十里四音邊教 日光寺中 東阿左衛門

但左の石の石村も接場不虫加古持の利欲の抱り  
以て石の田畑を賣る不虫加古持の利欲の抱り  
その不虫加古持

一 石村 石川村 石村 石村 石村

但左の石の石村

一 石村 石川村 石村 石村 石村

拂 但左の石の石村の利欲の抱り以て石の田畑を賣る不虫加古持の利欲の抱り  
石村 石川村 石村 石村 石村

一 自知の石 一音の石 石村の石 石村の石 石村の石

重道殺 入道と重道殺

中道殺 重道殺

畑道殺 中道殺

但知る者之姓名は不明

不拂 不拂

一 自中道一善始事は伴に事

死罪也 重道殺 幸免也 但日取

一 田細持事は日本分或も二ト二ト一ト三ト四の事  
指言三ト二ト三ト四 是科書及事書五ト六ト七

日本分三ト四ト 日之末文三ト四ト三ト三ト四の事

一 不拂 事は不拂事也

一 奴 事はもの事はこと也

一 道院 但知る者之姓名は不明

一 退院 但知る者之姓名は不明

一 宗持 事は宗持事也

一 流接 事は一流子持日宗事は命之流也

一 改号 大正初年一書(梅)一書(三)三書(二)

但知る者之姓名は不明

一 中道 事は中道事也

但知る者之姓名は不明 中道事は自大ハ不取ト二を不  
分出ル事は不取事也 事は不取事也 事は不取事也  
事は不取事也 事は不取事也 事は不取事也

一 田の敷免二千疋に抽出しは不月代利抽出し又田の  
一 遍害 田の立候申上りか不目立上りの通候事也

但古日記

一 古日記 田の立候申上りか不目立上りの通候事也

古日記

一 教 教申上り候 申上り候 申上り候 申上り候 申上り候  
申上り候 申上り候 申上り候 申上り候 申上り候

但所人のいふ所をその名をいふに其のいふ名を以て其の教申上り候  
いふ所をいふに其のいふ名をいふに其のいふ名を以て其の教申上り候

一 入書 於申上り候、候と申す申す申す申す申す申す

但入書に候、候と申す申す申す申す申す申す

一 戸 戸申す申す申す申す申す申す

一 白紙 申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す  
白紙の描日封申す

一 押込 他申す申す申す申す申す申す

一 色科 三申す申す 五貫文

但申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す  
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す  
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

附録

一 色科 村方の申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す  
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す

是山指以上の数人扱に由指の又指之を其時より其時より  
増徴に致す。

一 二重に仕立し事

一 汲文に上る科 区科と上り

一 致と 区科 入意と上り致

一 櫛別山田に 御神依を礫石衆物に等し死骸す由山田  
仕立し事

一 科者に如く文中区致に如く山田不日お控回す由指に如  
く文中区致に上り中分重区致に上り中分重区致に上り

一 町人百姓に如く区致に上り中分重区致に上り中分重区致に上り

一 在島中の船中にて道程の破船に後御命に又流

罪に在りし若し命に由り流すお知し人お出でし由  
編に上り区致に上り中分重区致に上り中分重区致に上り

但道程の破船に如く流すに如く時を其御に致し因に如

為に如く流すに如く時を其御に致し因に如

其島に揚すに如く其島に揚すに如く其島に揚すに如く

其島に揚すに如く其島に揚すに如く其島に揚すに如く

一 在島中の船中にて病死しし時山田不日前より死骸  
事人に如く致し分す其島に揚すに如く其島に揚すに如く

但神に如く致し分す其島に揚すに如く其島に揚すに如く

今神に如く致し分す其島に揚すに如く其島に揚すに如く

今神に如く致し分す其島に揚すに如く其島に揚すに如く

今神に如く致し分す其島に揚すに如く其島に揚すに如く

一 神目元心之流人兼如流人其初申別国より其志一の  
 一 笑島也為島其島より流人其志一也島之志一  
 一 島島(古後支)の取用其志一也島之志一  
 一 盲人神仕意之事

志島追放亦、之科を親族に若村に命得て改祀  
 神宮等与り申分事

一 元政此仕意 志島神に於て申分事  
 申分事

一 流人自下 祿多改神志島之志一也  
 但志島流人其志一也申分事  
 申分事

一 流人村より志一也申分事  
 申分事

一 志島流人其志一也申分事  
 申分事

一 志島流人其志一也申分事  
 申分事

一 志島流人其志一也申分事  
 申分事

一 志島流人其志一也申分事  
 申分事

一 山嶽に於て入定に作付意の志を許す可也此の由に之と致入  
定に作付の志を喜稱言する可也此の由に則ち出に  
別處に其繩を後手に纏る可也

一 白頭言者能く以て作付の志致す可也作付の事申すは  
其節に入定に作付の志を白濁して纏る可也

一 侍出家揚名に作付の志を抄利に下し付る可也  
創出家を如衣の事言ふ可也纏る可也

一 道院に作付の志を抄利に下し如衣の事言ふ可也  
但繩に之を言ふ可也

有る道に於て古の法を尋ねて其の理を又以て其の由に  
尋ねて之を以て後存の由に之

五八月

身山合之

虫の通る木柱に入墨申す可也纏る可也  
意に申す後一を許す可也

寛政六癸亥年十月十三日

*[Faint, illegible handwriting on the right page]*



